

京都市告示第 167 号

生活保護法第50条の2の規定により、次の介護機関から変更及び廃止の届出がありました。

平成16年4月30日

京都市長 榎本頼兼

介護機関名称変更

サービスの種類	変更前名称	変更後名称	変更年月日
居宅療養管理指導	オーツカ丸太町薬局	P・D・Pメディカル丸太町薬局	平成16年3月16日

介護機関所在地変更

サービスの種類	名称	変更前所在地	変更後所在地	変更年月日
訪問介護	(財) ソーシャルサービス協会京都事業所	南区東九条西岩本町16-1	南区上鳥羽仏現寺町43 京都高齢者会館3F	平成15年6月30日
居宅介護支援事業者	(財) ソーシャルサービス協会京都事業所	南区東九条西岩本町16-1	南区上鳥羽仏現寺町43 京都高齢者会館3F	平成15年6月30日

介護機関廃止

サービスの種類	名称	所在地	廃止年月日
居宅療養管理指導	井上内科医院	北区紫野泉堂町96の3	平成16年3月14日
居宅療養管理指導	野崎医院	東山区東大路通松原上る月輪町97	平成16年3月31日
居宅療養管理指導	醍醐渡辺クリニック	伏見区醍醐御霊ケ下町9	平成16年1月25日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)